

京都市告示第 570 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 25 第 2 項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人京都ライトハウス	地域移行支援，地域定着支援	京都ライトハウス 相談支援室 2630100010	京都市北区紫野 北花ノ坊町 1 1	平成 26 年 3 月 31 日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)